



島根県報

令和元年6月28日（金）

第 1 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部（障がい福祉課） 2
を改正する規則

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定（地域福祉課） 2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出（ ” ） 3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出（ ” ） 3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（6件）（森林整備課） 3
洪水浸水想定区域の指定（河川課） 8
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） 8

【公 告】

島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技の実施（薬事衛生課） 9
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（水産課） 12
公共測量の実施（技術管理課） 20

【特定調達公告】

令和元年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等（道路維持課） 20
島根県立中央病院における冷温水配管更生装置調達業務に係る一般競争入札の実施（病院局） 21

【公企規程】

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程（企業局経営課） 24

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 24

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

措置入院者等から徴収する入院に要した費用に係る経過措置を改めることとした。（附則関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第18号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（令和元年島根県規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「であって、改正後の別表の規定を適用した場合に新たに費用徴収されることとなるものに係る費用徴収額の算定については、その者の退院する日又はこの規則の施行の日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間は」を「この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の別表の規定を適用した場合に新たに費用を徴収されることとなるもの（施行日以降引き続き入院しているものに限る。）に係る令和元年6月の費用徴収額の算定については」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 附則第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に入院している者であって、当該入院が継続している間、毎年7月1日（以下「基準日」という。）において改正後の別表の規定を適用した場合に新たに費用を徴収されることとなるものに係る費用徴収額の算定については、次に定めるところによる。

(1) 基準日においてこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別表（以下「改正前の別表」という。）の規定を適用したならば費用を徴収されることとなる者に係る基準日の属する月以降の算定分については、基準日から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(2) 基準日において改正前の別表の規定を適用したならば費用を徴収されないこととなる者に係る基準日の属する月以降の算定分については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示**

島根県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ウェルネス薬局大東店	雲南市大東町下阿用4-7	令和元年5月1日

ウエルシア薬局 出雲高岡店

出雲市高岡町1279-1

令和元年 5 月 1 日

島根県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
みやび歯科	いのうえ歯科	出雲市西平田町92番地1、92番地2	平成31年4月1日

島根県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
西尾医院	出雲市大社町北荒木487-1	平成31年3月1日
佐藤内科クリニック	出雲市古志町1107-1	平成31年2月28日
順天堂薬局サンデーズ江津店	江津市嘉久志町2425-19	平成31年2月28日
順天堂薬局サンデーズ浜田店	浜田市市町116番地6	平成31年2月28日
順天堂薬局サンデーズ下本郷店	益田市下本郷町207番地	平成31年2月28日
なおえ駅前薬局	出雲市斐川町上直江982-1	平成31年4月30日

島根県告示第100号

平成31年島根県告示第285号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市金城町長田イ418-6	恵阪 郁子
浜田市金城町長田ロ266-2	酒井 義徳

島根県告示第101号

平成31年島根県告示第239号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の

相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町井野ト242、ト242内1、ト429-1、ト436	佐田 郷美
浜田市三隅町井野ト433、ト434、ト438-1	中川 弥一
浜田市三隅町井野ト437	田原 正
浜田市三隅町井野ホ476、ホ479、ホ481、ホ492続1、ホ492続2、ホ1510、ホ1511内1	三浦 江里
浜田市三隅町井野ホ492	三浦 多一郎
浜田市三隅町井野ホ720、ホ724、ホ724-1、ホ724続2、ホ724続3、ホ725、ホ1413-1、ホ1413-6、ホ1413-8、ホ1413内2からホ1413内5まで、ホ1414-4	西田 正雄
浜田市三隅町井野ホ721からホ723まで、ホ1413-7	大堀 可奈枝
浜田市三隅町井野ホ829、ホ830、ホ831-1、ホ831-2、ホ832からホ834まで、ホ1125-2、ホ1126、ホ1128、ホ1129、ホ1134-2	川本 良三
浜田市三隅町井野ニ830-1	佐々木 登茂子
浜田市三隅町井野ホ836-2、ホ847	川本 良三
浜田市三隅町井野ホ1123	三浦 実
浜田市三隅町井野ハ1179-25	河野 賢一
浜田市三隅町井野ハ1179-25	河野 竹四
浜田市三隅町井野ハ1179-26	元尾 房一
浜田市三隅町井野ホ1421	柴田 勝美
浜田市三隅町井野ニ1645-1、ニ1645-2、ニ1647、ニ1949、ニ1949内1、ニ2545、ニ2547、ニ2547-1	白木 玉代
浜田市三隅町井野ハ1646-1	間鍋 武敷
浜田市三隅町井野ニ1648からニ1650まで、ニ1652、ニ1653-1、ニ1655、ニ1656、ニ1659、ニ1664-1、ニ1664-2、ニ1682内1、ニ1862、ニ2523-4、ニ2523-5、ニ2523内1、ニ2523内2、ニ2541、ニ2541-1、ニ2541内2、ニ2543、ニ2543-1、ニ2544、ニ2706-1、ニ2719-1	白木 善喜
浜田市三隅町井野ニ1651、ニ1657、ニ1658、ニ1660、ニ1660-1、ニ1660続2、ニ1660続3、ニ1661、ニ1661続1、ニ1661続2、ニ1661内1、ニ1662続1、ニ1663、ニ1664-3、1682、ニ2523-6、ニ2538、ニ2538-1、ニ2540、ニ2540-1	坂本 俊雄
浜田市三隅町井野ハ1757-4	三浦 藤市
浜田市三隅町井野ハ1757-5	早野 尚子
浜田市三隅町井野ニ2723内1	三浦 均

島根県告示第102号

平成31年島根県告示第262号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市仁摩町宅野字モウキ1150-3	松本 梅太郎
大田市仁摩町宅野字菅澤1166-1、1497	尾田 乙市
大田市仁摩町宅野字万燈山1237-2	吾郷 秀和
大田市仁摩町宅野字貴船山1270-1	向西寺
大田市仁摩町宅野字貴船山1271-6	吉原 潔
大田市仁摩町宅野字津辺1278	日興商事株式会社
大田市仁摩町宅野字鳳巢山1297	河行 重義
大田市仁摩町宅野字鳳巢山1298-1	濱崎 兵市
大田市仁摩町宅野字鳳巢山1298-2	濱崎 長十
大田市仁摩町宅野字長廻1434-4	尾田 裕彦
大田市仁摩町宅野字高歌曾根1457-13	石橋 利徳
大田市仁摩町宅野字モウキ1482-15	掛内 昌夫
大田市仁摩町宅野字モウキ1487-10	石井 元市
大田市仁摩町宅野字菅澤1492-1、1492-5、1494、1494-1、 字万燈山1520-1	山根 源二郎
大田市仁摩町宅野字菅澤1496-1、1496-2	稲田 角藏
大田市仁摩町宅野字アツミ1515-2	池本 忠夫
大田市仁摩町宅野字アツミ1516-2、1516-8	山橋 久之
大田市仁摩町宅野字アツミ1516-4、1516-5	浅原 恵
大田市仁摩町宅野字アツミ1516-6、1516-7	森山 米市
大田市仁摩町宅野字万燈山1518-2、1518-4	松田 雅弘
大田市仁摩町宅野字万燈山1522-8	藤間 茂二郎
大田市仁摩町宅野字万燈山1522-8	松本 醸太郎

島根県告示第103号

平成31年島根県告示第307号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町雪田1284-2、1288-1、1291-1、1296、1299	磯部 雄曹

邑智郡邑南町雪田1286-1	磯部 好男
邑智郡邑南町雪田1289-1	本田 倭
邑智郡邑南町雪田1290	森田 哲
邑智郡邑南町雪田1303-1	磯部 一枝
邑智郡邑南町雪田1303-1	磯部 茂
邑智郡邑南町雪田1303-1	磯部 猛
邑智郡邑南町雪田1303-1	木下 禮子
邑智郡邑南町雪田1349-1、1349-3、1349-4、1363	日高 建雄
邑智郡邑南町雪田1725、1729、1730、1733	服部 貞男
邑智郡邑南町雪田1727-1	小山 由美恵
邑智郡邑南町雪田1735-1、1735-2、1805-2、1815-1	柿迫 浩
邑智郡邑南町雪田1754	日高 梅松
邑智郡邑南町雪田1771-1	杉本 輝男
邑智郡邑南町雪田1771、1775-1	杉本 輝男
邑智郡邑南町雪田1773-2	日高 次男
邑智郡邑南町雪田1803-2	本田 ツヤ
邑智郡邑南町雪田1821-1、1821-2、1821-4、1826	三上 訖護
邑智郡邑南町雪田1830、1831-1	船入糧工株式会社
邑智郡邑南町雪田1837	服部 進
邑智郡邑南町雪田1850	柿迫 順子
邑智郡邑南町雪田1860	柿迫 千米
邑智郡邑南町雪田1931	松谷 秀之助
邑智郡邑南町雪田1932、1943-3、1944	藤上 房市
邑智郡邑南町雪田1999-1、1999-2、1999-4、2012-1、2012-5、2015-2、2016-2	松島 三男
邑智郡邑南町雪田2005	上之谷 昇
邑智郡邑南町雪田2014-1	山本 律一

島根県告示第104号

平成31年島根県告示第159号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町木須田314、315、317、318、348、358-1、358-2、358-8から358-10まで	五島 有三
邑智郡邑南町木須田326-1、326-3、335、336、346、356-1	松島 三男
邑智郡邑南町木須田327-1、327-2、355-2、355-3、355-8、355-9、355-11	五島 専

邑智郡邑南町木須田335、336	有江 トメ
邑智郡邑南町木須田335、336	上之谷 久人
邑智郡邑南町木須田335、336	柿迫 克己
邑智郡邑南町木須田335、336	拓殖 町子
邑智郡邑南町木須田335、336	田中 太助
邑智郡邑南町木須田335、336	田中 房義
邑智郡邑南町木須田335、336	藤上 房市
邑智郡邑南町木須田335、336	松谷 秀之助
邑智郡邑南町木須田335、336	松谷 品市
邑智郡邑南町木須田335、336、346	上之谷 房太郎
邑智郡邑南町木須田335、336、346	田中 善治
邑智郡邑南町木須田346	松谷 品市

島根県告示第105号

平成31年島根県告示第174号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町上口羽347、1628-2、1628-8	佐伯 仁三郎
邑智郡邑南町上口羽604、1810、1811	鉄口 福次
邑智郡邑南町上口羽1461-1、1461-3	日高 貞雄
邑智郡邑南町上口羽1468	宇都 善太郎
邑智郡邑南町上口羽1468	河野 兼市
邑智郡邑南町上口羽1468	日高 市太
邑智郡邑南町上口羽1468、1477-1、1477-2	日高 和夫
邑智郡邑南町上口羽1498	日高 榮
邑智郡邑南町上口羽1527-3	無限責任口羽信用購買販賣利用組合
邑智郡邑南町上口羽1554、1555、1572-1、1572-2、1575-1、1577、1580-1、1580-2、1622-1、1622-3、1649、1653-2、1657、	日高 一實
邑智郡邑南町上口羽1561、1584、1597-2、1597-3、1604、1618-1、1618-5、1643、1645-1、1649-1	福田 豊
邑智郡邑南町上口羽1528-1から1528-3まで、1585、1596、1597-1、1598、1599、1600	福田 豊
邑智郡邑南町上口羽1603-1、1603-2、1634-1	日野 國市
邑智郡邑南町上口羽1621-1	高橋 亀三郎
邑智郡邑南町上口羽1623-5、1628-7	佐伯 ミツエ
邑智郡邑南町上口羽1628-5、1628-10	井上 鶴雄

邑智郡邑南町上口羽1629-2	長尾 キクヨ
邑智郡邑南町上口羽1629-2	三上 ミ子
邑智郡邑南町上口羽1631	井上 嘉七郎
邑智郡邑南町上口羽1633-2	井上 等
邑智郡邑南町上口羽1634-1	井上 愛次郎
邑智郡邑南町上口羽1629-2、1629-3、1635-4	三上 茂
邑智郡邑南町上口羽1664	三嶋 房則
邑智郡邑南町上口羽1664、1832-1	口羽信用購買販売利用組合
邑智郡邑南町上口羽1800-2	三嶋 英男
邑智郡邑南町上口羽1800-3	三嶋 菊夫
邑智郡邑南町上口羽1801-1	古川 満男
邑智郡邑南町上口羽1803	日高 昇
邑智郡邑南町上口羽1812	鉄口 織吉
邑智郡邑南町上口羽1828-2	河野 嘉久夫
邑智郡邑南町上口羽1832-1	三嶋 福市
邑智郡邑南町上口羽1828-2	三嶋 コサト

島根県告示第106号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により、一級河川斐伊川水系飯梨川及び伯太川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び松江県土整備事務所広瀬土木事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年島根県告示第554号）は、廃止する。

令和元年6月28日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第107号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年6月28日

島根県知事 丸山達也

- 1 区域の名称 日ノ津
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡海士町大字海士6450番5	1号
〃 6445番	2号から5号まで
〃 6436番1	6号及び7号
〃 6448番3	8号

公 告

島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務

(2) 仕様

島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県麻薬免許システムに係る開発業務

契約の日から令和 2 年 3 月 31 日まで

イ 島根県麻薬免許システムに係る運用・保守業務

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 島根県麻薬免許システム開発費（運用開始後 5 年間の分割支払）

10,591,284円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 島根県麻薬免許システム運用・保守費（令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年分）

7,049,460円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 総額（ア＋イ）

17,640,744円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で

あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (4) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の氏名
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (カ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和元年 6 月 28 日 (金) から同年 7 月 10 日 (水) まで (閉庁日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの間を除く。)

イ 配布場所

島根県松江市殿町 1 番地 (島根県庁第 2 分庁舎 3 階) 島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で 1 部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1 部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1 部 (共同企業体の場合は、構成員全てについて各 1 部)
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1 部 (共同企業体の場合は、構成員全てについて各 1 部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱 (昭和 45 年島根県告示第 4 号) 第 4 条の規定により入札参加資格の認定を受けて

いる者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 7部
- (10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和元年7月11日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和元年7月25日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ

電話 0852-22-6529 ファクシミリ 0852-22-6041

電子メール yakuji@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和元年7月4日（木）午後3時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和元年7月9日（火）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和元年7月22日（月）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県麻薬免許システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーションにおいては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

- (6) 審査は、次の方法で行う。
- ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第 1 項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 4 条第 7 項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、海面漁業生産量で132,871トン（平成29年）、生産額で215億5,700万円（平成29年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。

また、主要漁業生産基地及び周辺地域における水産加工業も盛んであり、沿海地域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は安全で安心な食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第二分枝流が、沿岸域には第一分枝流が流れ、また、海底地形は県西部海域では大陸棚が大きく広がり、県東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、島根沖や山陰・若狭沖などの冷水域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

(9) 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、下表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量 (留保枠)
1	まあじ	平成30年1月から同年12月まで	40,000
2	まいわし	平成30年1月から同年12月まで	32,700
3	まさば及びごまさば	平成30年7月から令和元年6月まで	24,500 (うち500)
4	するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成30年7月から令和元年6月まで	若干

注1 農林水産大臣により知事管理量に変更された場合には、知事は、必要に応じて知事管理量のうち留保する量（以下「留保枠」という。）を設ける。

注2 留保枠については、第一種特定海洋生物資源の来遊状況等に応じて知事が配分する。

(2) 第一種特定海洋生物資源の令和元年（平成31年）の知事管理量は、下表のとおりとする。

（単位：トン）

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量 (留保枠)
1	まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	33,000
2	まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	42,000
3	まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	25,000
4	するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	若干
5	ずわいがに	令和元年7月から令和2年6月まで	若干

注1 農林水産大臣により知事管理量に変更された場合には、知事は、必要に応じて留保枠を設ける。

注2 留保枠については、第一種特定海洋生物資源の来遊状況等に応じて知事が配分する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成30年の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

（単位：トン）

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	37,900
2	まいわし	中型まき網漁業	32,200
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	23,300

注1 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(1)の知事管理量に変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(1)の知事管理量から留保枠を除いた数量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量（100未満の端数は、切り捨てる。）とする。

まあじ：94.9%、まいわし：98.6%、まさば及びごまさば：97.3%

注2 2の(1)の留保枠を上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加する場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

(2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、令和元年（平成31年）の採捕の種類別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

（単位：トン）

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	31,200
2	まいわし	中型まき網漁業	41,400
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	24,200

注1 まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについて、農林水産大臣により2の(2)の知事管理量に変更された

場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の2の(2)の知事管理量から留保枠を除いた数量にそれぞれ次の割合を乗じて得た数量（100未満の端数は、切り捨てる。）とする。

まあじ：94.8%、まいわし：98.7%、まさば及びごまさば：97.1%

注2 2の(2)の留保枠を上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加する場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源の種類ごとに以下のとおり実施する。

【まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば採捕量の報告を義務付ける。

また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐろ」について

(第5管理期間)

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲され、本県における同資源の漁獲量は、平成19年から平成30年までの間、年間39トンから305トンで推移しており、年変動は大きいものの、本県にとって重要な資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国が定める第5管理期間に係る海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずる。
- (3) 本県の知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、くろまぐろの採捕実績の的確な把握に努める。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずる。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- (5) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者の自主的取り決めを後押しし、本県の管理措置と相まった漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の知事管理量に関する事項

	管理の対象となる期間	知事管理量	留保枠
30キログラム未満のくろまぐろ (以下「小型魚」という。)	第5管理期間(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)	79.6トン	うち2.5トン
30キログラム以上のくろまぐろ (以下「大型魚」という。)	第5管理期間(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)	22.7トン	うち1.2トン

注1 留保枠については、くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、事前に海区漁業調整委員会に諮りその了解を得た方法により知事が配分する。

注2 農林水産大臣により知事管理量が増加された場合には、追加分を一旦留保枠に加える。ただし、くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領(平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知)に基づく配分量の融通の結果、知事管理量に変更された場合は、この限りでない。

注3 小型魚の知事管理量のうち10.8トンは、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更する。

3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
定置漁業の割当量	21.3トン	21.5トン
くろまぐろ承認漁業の割当量	55.0トン	
その他の漁業の割当量	0.8トン	

注1 「定置漁業」とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)第7条第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第6条第5項第2号に規定する第2二種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間、小型魚及び大型魚の漁獲

実績があるものに限る。)をいう。

注2 「くろまぐろ承認漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。

注3 「その他の漁業」とは、定置漁業及びくろまぐろ承認漁業以外の漁業並びに公的研究機関が実施する調査研究による採捕をいう。

注4 くろまぐろ資源の来遊状況等に応じて、上表に掲げる採捕の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、採捕の種類別の数量は、上表に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量とする。

注5 くろまぐろ承認漁業に係る小型魚の割当量のうち10.8トン、漁獲データ等が資源評価の指標に用いられているひき縄漁業への上乗せ配分枠である。

(2) 本県の期間別の数量は、以下の管理措置を行うため定めない。

ア 定置漁業

管理期間を通じて、経営体ごとに漁獲上限の目安を設定する。

イ くろまぐろ承認漁業

管理期間を通じて、隠岐又は本土の別に漁獲上限の目安を設定し、それぞれの残量が少なくなった段階で、漁業協同組合等が地区単位での漁獲調整を行う。

ウ その他の漁業

くろまぐろを目的とした操業を行わず、混獲した場合は放流に努める。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が小型魚又は大型魚の別に採捕の種類ごとの各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は、急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	採捕の種類	報告基準
漁業協同組合 J F しまね 美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所	定置漁業	支所の1経営体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐろ承認漁業	支所の1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	支所の1日当たり100キログラムを超える量の採捕
海士町漁業協同組合	定置漁業	漁業協同組合全体で1日当たり300キログラムを超える量の採捕
	くろまぐろ承認漁業	漁業協同組合全体で1日当たり1,000キログラムを超える量の採捕
	その他の漁業	漁業協同組合全体で1日当たり100キログラムを超える量の採捕

イ アの本県への一報は、以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
漁業協同組合 J F しまね	各漁業者は、所属支所の担当者に電話連絡	担当者は、所属支所長に電話連絡	・漁業協同組合（漁業協同組合 J F しまねにあつては、支所長）は、 本県水産課に F A X 連絡 ・本県は、送信者に受信連絡
海士町漁業協同組合	各漁業者は、漁業協同組合担当者に電話連絡	担当者は、参事に電話連絡	

注 1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

注 2 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む。）を別に定めるものとする。

ウ アの緊急報告がなされる急激な採捕があつた場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量入網があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者は生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放及び臨時休漁、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
くろまぐろ承認漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業の割当量の残枠が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛及び混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施
その他の漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があつた旨を緊急連絡 ・当該漁業において、漁業者は引き続きくろまぐろを目的とした操業を行わないことを徹底し、混獲した場合は生存個体の放流、漁業協同組合は荷受け自粛等の管理措置を実施

エ 本県は、本県の採捕の数量が 2 に定める知事管理量の 7 割を超え、1 日当たり 1 トンを超える採捕の数量報告があつた場合には、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

ア 本県は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の 2 又は 3 の数量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表する。

イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。

この際、当該公表がされた時点で本県のアの公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県のアの公表とする。

(3) 早期是正措置

本県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の管内の漁業者等に対し講ずる。

ア 定置漁業

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ くろまぐろ承認漁業（養殖種苗用の採捕を目的とするものに限る。）

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗にならない生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ くろまぐろ承認漁業（イ以外のもの）

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

エ その他の漁業

割当量の 7 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 8 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
割当量の 9 割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。 ・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を

依頼する。

(4) その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は、国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は、国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ、テレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

採捕の停止命令について

(1) 2に定める知事管理量

本県の採捕の数量が、2に定める知事管理量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(2) 3に定める採捕の種類別の数量

本県の採捕の種類別の数量が、3に定める採捕の種類別の数量の9割7分を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(3) 全国数量

我が国全体の小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚別の漁獲可能性を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚に係る知事管理量は、当該公表時点における本県の採捕の数量に変更となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

(4) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁をする者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県の知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県沖合の海面で遊漁をする者に対し、採捕の停止に係る指導を行う。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値図化による地形図作成）

2 作業期間

令和元年 6 月 11 日から同年 7 月 30 日まで

3 作業地域

益田市駅前町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

令和元年6月28日

島根県知事 丸山達也

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) ロータリ除雪車 (2.2m級) 1台 県央県土整備事務所大田事業所
- (2) 除雪グレーダ (3.7m級) 1台 雲南県土整備事務所
- (3) 凍結防止剤散布車 (乾式2.5m³級、4×4) 1台 県央県土整備事務所大田事業所
- (4) 除雪ドーザ (11t級、SAプラウ付) 1台 県央県土整備事務所
- (5) 除雪ドーザ (14t級、SAプラウ付) 1台 雲南県土整備事務所吉田除雪車庫

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和元年6月14日

4 落札者の氏名及び住所

- 1(1) : 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 1(2) : コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
- 1(3) : 株式会社NICHIO大阪支社 支社長 東野 孝信
大阪府大阪市淀川区西中島五丁目5番15号 新大阪セントラルタワー南館8階
- 1(4) : オーケーリース株式会社 代表取締役 森山 次夫 島根県出雲市長浜町457番地15
- 1(5) : コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1

5 落札金額

- 1(1) : 47,135,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 1(2) : 31,350,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 1(3) : 21,230,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 1(4) : 17,820,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 1(5) : 21,450,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和元年5月24日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和元年6月28日

島根県立中央病院病院長 小阪真二

1 入札の概要

- (1) 調達案件
冷温水配管更生装置調達業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和元年 9 月 30 日（月）

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4. 機械器具類」、小分類「(9)諸機器」に登録されたものであること。
- (5) 上記(4)の入札参加資格の認定を受けている者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416 F A X 0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間および交付方法

令和元年 6 月 28 日から同年 7 月 25 日までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ。）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、F A X で申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和元年 7 月 26 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

令和元年 8 月 20 日（火）午前 10 時まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和元年 8 月 19 日（月）午後 5 時までに到着していること。

ウ 提出場所

令和元年 8 月 19 日（月）までは(1)の問合せ先とし、同月 20 日（火）は(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年 8 月 20 日（火）午前 10 時

イ 場所

島根県立中央病院 3 階 会議室 1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成 19 年島根県病院局管理規程第 9 号）第 94 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第 117 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第 98 条各号いずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第 96 条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be purchased: Cold and warm water pipes rebirth device, 1 set
- (2) Desired Date of Delivery: September 30, 2019
- (3) Place of Delivery: Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan
- (4) Bid Tendering Date and Time: 10:00 a.m. August 20, 2019
(Bids by Post must be received by 5:00 p.m. on August 19, 2019)
- (5) Information regarding Tender: Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan
TEL: 0853-30-6416

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第1号

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

島根県工業用水道給水事業給水規程（昭和44年島根県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「知事」を「所長」に改める。

様式第8号中

	超過使用水量	立方メートル	を
--	--------	--------	---

」

	超過使用水量	立方メートル	に改める。
使用日数	月 日 から 月 日まで	日分	

」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第2号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

乳房マッサージ料の項中「乳房マッサージ料」を「乳房マッサージ料（育児相談を含む。）」に、「3,000円」を「3,400円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

育児相談料 1回につき 1,700円